

## **[事案 29-96] 保険料自動振替貸付無効請求**

・平成 29 年 12 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険料の立替払い（自動振替貸付）がされていることの説明がなかったこと等を理由として、保険料の一部の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

現在の契約者である申立人が代表取締役であった法人が申立人を被保険者として平成元年に契約した終身保険について、以下の理由により、契約者が個人に変更された後に支払った保険料を返してほしい。

- (1) 契約者であった法人の破産宣告の決定が出された後に自動振替貸付がなされていることは不当である。
- (2) 自動振替貸付がなされていることについて、長年にわたり説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 自動振替貸付は、約款に基づくものであり、契約者が破産宣告決定を受けた後に適用されたとしても有効である。
- (2) 契約者変更により、自動振替貸付を含む、契約上の一切の権利義務はその後の契約者に承継されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、実施していない。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険料の自動振替貸付が不当であるとは認められず、本貸付に関する保険会社の説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了した。